

最高裁秘書第2007号

令和6年8月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年6月29日付け（同年7月3日受付、第060134号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、東京高裁令和4年（行ケ）第7号に関するもの

2 開示しないこととした理由

1の文書のうち、受理報告は廃棄済みであり、終局報告は存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）